

## 規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	長期信用銀行の臨時休業等及び長期信用銀行代理業者の標識等に係る書面掲示規制	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号：03-3506-6000(内線:3581) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年1月～3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行においては、以下の掲示を義務付けている。</p> <p>①長期信用銀行に対して、営業所における臨時休業等及び廃業等の掲示</p> <p>②長期信用銀行のうち外国銀行代理業務を営む外国銀行代理長期信用銀行に対して、加えて、営業所における所属外国銀行が商号の変更等をした際の届出内容の掲示及び標識の掲示</p> <p>③長期信用銀行代理業者に対して、営業所又は事務所における標識及び所属長期信用銀行の廃業等の掲示</p> <p>④長期信用銀行代理業者のうち当座預金を取り扱う特定長期信用銀行代理業者に対しては、加えて、営業所又は事務所における臨時休業等の掲示</p> <p>当該規制は、営業所等といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、国民等が必要な情報を確認するためには営業所等に赴く必要がある。この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>①長期信用銀行法第17条第1項で準用する銀行法第16条第1項及び同法第38条</p> <p>②長期信用銀行法第17条第1項で準用する銀行法第52条の2の9第2項及び同法第52条の2の10で準用する同法第52条の40第1項</p> <p>③長期信用銀行法第17条第1項で準用する銀行法第52条の40第1項及び第52条の48</p> <p>④長期信用銀行法第17条第1項で準用する銀行法第52条の47第1項</p>
直接的な費用	<b>費用の要素</b>	
(遵守費用)	今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者は、臨時休業等に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となるが、現状、長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者は存在しておらず、将来的にも増加は見込んでいないため、「遵守費用」は発生しない。	
(行政費用)	現状、長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者は存在しておらず、将来的にも増加は見込んでいないため、「行政費用」は発生しない。	
副次的な影響及び波及的な影響	<b>副次的な影響等</b>	
	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。	
備考	-	